

開設許可申請について【診療所（有床）】

◎《開設者が法人の場合》**診療所開設許可申請書**（手数料：20,100円）

【添付書類】

- 敷地の平面図（縮尺200分の1以上）
- 敷地周囲の見取図（縮尺3,000分の1以上）
- 建物の平面図（縮尺200分の1以上）
- 定款・寄附行為又は条例（写し）
- （麻酔科標榜の場合）勤務医師の麻酔科標榜許可書（写し）
- 管理者の医師（歯科医師）免許証・臨床研修修了登録証（写し）

※医師の場合は平成16年3月31日、歯科医師の場合は平成18年3月31日までに免許の申請を行った者は免許証の写し

- その他の医療従事者の免許証（写し）
- 不動産登記簿謄本

（第三者から借りる場合：賃貸借登記をすることが望ましい。）
：賃貸契約書（賃料・契約期間等が適正）

【許可申請後の手続き】

（別途、麻薬関係手続き、エックス線装置等の手続きがあります。）

○開設許可証交付 → ○検査申請（手数料：24,400円） → **【現地検査】** → **○使用許可証交付** →（開設） → ○開設後届（10日以内）

【開設届添付書類】

○管理者の医師（歯科医師）免許証・臨床研修修了登録証（写し）

※医師の場合は平成16年3月31日、歯科医師の場合は平成18年3月31日までに免許の申請を行った者は免許証の写し

※病床を設ける場合、事前に保健所長の許可を受けなければなりません。

ただし、医療法施行規則第1条の14第7項1号から3号（医療計画に記載される診療所）に該当する等の場合は、許可を受ける必要はありませんが、病床を設けてから10日以内に病床設置届を提出していただきます。

＜許可が必要な場合＞

開設許可申請又は開設後届と同時に○病床設置許可申請（手数料：なし） → **○病床設置許可証交付** → ○検査申請（手数料：なし） → **【現地検査】** → 病床設置許可証交付

＜許可が不要な場合（医療計画に記載される診療所等）＞

開設後届と同時に○病床設置届及び検査申請（手数料：なし） → **【現地検査】** → 病床設置許可証交付

【病床設置許可申請書及び病床設置届の添付書類】

- 建物平面図
- 従業者（医師、（准）看護師・看護補助者）の確約書及び設置時の従業者名簿（療養病床の場合）